

訪問介護 重要事項説明書

令和 7 年 4 月 1 日現在

この説明書は、訪問介護・介護予防訪問介護の契約にあたって、お客様やご家族の方に知っていただきたい事項を記載したものであり、契約書の内容をご理解していただけるような内容となっております。

◎ 当事業所の概要

事業所名	ヘルパーステーション 和楽
所在地	長野県岡谷市 2916-4
指定事業所番号	2070400508
開設年月日	訪問介護 平成 22 年 1 月 1 日
連絡先	TEL 0266-22-4057
	FAX 0266-22-6166
管理者連絡先 (氏名 一ノ瀬 元広)	TEL 0266-22-4057
サービス提供日・提供時間	通年 午前 6 : 30 ~ 午後 6 : 30 但し、時間外も受け付ける
通常のサービス提供実施地域	岡谷市 塩尻市
事業の目的・運営方針	要介護状態又にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

◎ 当事業所の職員体制

職 種	常勤	非常勤	計
管理者	1		1
サービス提供責任者	1 以上		1 以上
訪問介護員	1 以上	1 以上	2 以上

○訪問介護員は、介護福祉士または介護員養成研修（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修）、介護職員実務者研修を修了したものです。

○介護福祉士は、身体上・精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人の介護を行い、また家族介護者等に介護に関する指導を行います。

○訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示を求めることができます。

訪問介護では

◎ こんなサービス（ホームヘルプサービス）が利用できます。

介護保険の訪問介護（ホームヘルプサービス）は、サービスの内容により、「身体介護」「生活援助」の2つに分けられます。

まず、「身体介護」「生活援助」とは、それぞれ次のようなサービスです。

身体介護

ホームヘルパーが

- ①利用者の身体に直接接触して行う介助
- ②介助に必要な準備及び後かたづけ
- ③利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助です。

起床介助



就寝介助



排泄介助



衣服の着脱



◎ こんなサービス（ホームヘルプサービス）が利用できます。

身体整容

（爪きり・耳かき・髪を梳くなど）



身体の清拭・洗髪



入浴介助



食事介助



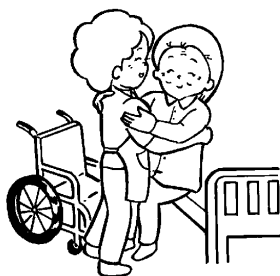
体位変換



服薬介助



移乗・移動介助



通院等乗降介助



◎ こんなサービス（ホームヘルプサービス）が利用できます。

生活援助

掃除、洗濯、調理などの
日常生活の援助であり、
利用者が単身のため、または家族が障害・疾病などのため、
本人や家族が家事を行うことが困難な場合に
行われるものをいいます。

掃除・ごみ出し



洗濯



調理



ベッドメイク



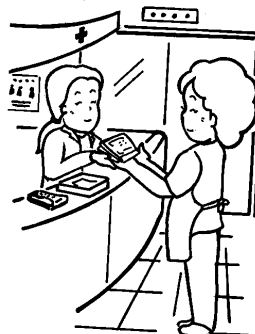
衣服の整理・被服の補修



買い物



薬の受け取り



◎ 次のサービスは（原則として）介護保険では提供できません。



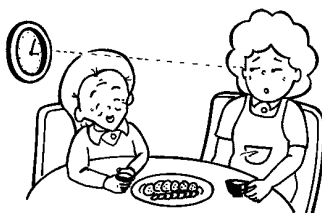
利用者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し



主として利用者が使用する居室等以外の掃除



来客の応接
（お茶、食事の手配など）



話し相手のみ・留守番



自家用車の洗車・清掃



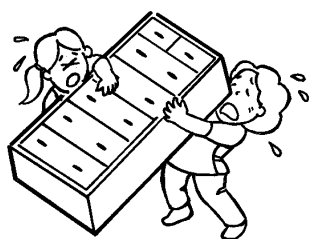
草むしり



花木の水やり



ペットの世話（犬の散歩など）



家具・電気器具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、模様替え、修繕、床のワックスがけ



室内外家屋の修理、ペンキ塗り



園芸
（植木の剪定など）



特別な手間をかけて行う料理

◎ 具体的な利用料は、次の通りです。

利用料は、サービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。

下の表の「利用料」が、利用者が自己負担していただく目安の金額です。

※「サービス費用」が1割負担の場合です。2割～3割負担の方は、その割合に応じて自己負担額が変わります。

(1回あたり)

サービス名称		身体部分	生活部分	利用料	緊急時訪問 介護加算
身体 介護	身体介護 01	20 分未満	なし	163 円	左記の金額に 100 円加算
	身体介護 1	20 分以上 30 分未満	なし	244 円	
	身体介護 2	30 分以上 60 分未満	なし	387 円	
	60 分以上 567 円 以後 30 分ごとに 82 円増し				
生活 援助	生活援助 2	なし	20 分以上 45 分未満	179 円	なし
	生活援助 3	なし	45 分以上	220 円	なし
加 算	介護職員等処遇改善加算	月の総単位数（基本料金＋各種加算）× 22.4%			

介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

岡谷和楽荘入所者様は同一建物減算対応となり上記から 10～15%減算の適応となります。

◎ 交通費

○通常のサービス提供実施地域（※） → 無料

それ以外の地域で往復 10 ㎞以上 → お客様の負担となります。

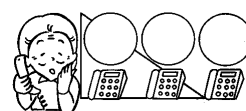
（※）通常のサービス提供地域については、1 ページに記載しています。

○買い物時や薬の受けとり時の交通費 → お客様の負担となります。

○通院介助時の交通費 → お客様の負担となります。

◎ 水道代・ガス代・電話代

○お客様のご自宅で、サービス実施のために水道・ガス・電話を利用した場合、その代金はお客様の負担となります。



◎ キャンセル料

お客様の都合により、予約していたサービスの利用を中止する場合、キャンセル料が必要となる場合があります。詳しくは、下の表の通りです。

サービス提供の 12 時間前までに連絡がない場合	利用料（またはサービス費用）の 50%を請求します。
サービス提供の 12 時間～24 時間前までの間に連絡があった場合	利用料（またはサービス費用）の 30%を請求します。
サービス提供の 24 時間前までに連絡があった場合	キャンセル料は不要です。

※ただし、お客様の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

◎ 解約料

○当事業所に 7 日前までに解約を申し出ていただきましたら、希望する日に解約することができます。解約料は、特に必要ありません。

◎ 要介護認定の申請前や申請後で要介護認定前にサービスを利用した場合

○要介護認定の申請前または申請後で要介護認定前でもサービスを利用できますが、認定の結果自立となった場合には、所定の利用料を全額自費で負担していただきます。

また、認定結果によって、利用限度額を超えた場合は、その超えた分を自費でご負担していただくことになります。複数の介護サービスを利用されている場合は、他サービスに自費が発生する事があります。詳しくは担当ケアマネジャー様までお問い合わせください。

◎ 支払方法

○サービスを利用した場合、翌月 10 日までに前月分の利用料の請求をいたします（「請求書」をお渡しします）。

○請求書には明細が付いていますので、必ず内容をご確認ください。

○支払方法は銀行振込、現金支払い、口座自動引き落としの 3 通りの中からお選びください。

○振替日・引き落とし日は、翌月の 25 日頃です。

現金支払いの場合は、担当者までご相談ください。

○お客様の支払方法は【契約書】（別紙）に記載します。

○お支払いいただきましたら、領収証を発行しますので、大切に保管してください。

◎ 緊急時の対応方法

○お客様の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医（かかりつけ医）ならびにご家族の方に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。



◎ 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

- 当事業所は、お客様にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、家事援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取扱いしません。
- お客様に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対するお客様の権利擁護等の必要が生じた場合には、お客様のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

◎ 損害賠償

- 当事業所は損害賠償保険に加入しています。
当事業所がお客様に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第 12 条に基づき誠実に対応いたします。

◎ プライバシーについて

- 当事業所は、お客様にサービスを提供するうえで知り得た情報は決して第三者に漏らすことはありません。
契約終了後も同様です。



◎ こんな場合はこちらまで

- 担当者と連絡を取りたい場合
- 予約していたサービスの利用を中止したい場合
すみやかに下記担当までご連絡ください。
担当ヘルパー 又は、担当ケアマネジャー
- サービスの提供に関して苦情や相談がある場合
(当事業所の苦情・相談窓口)



担当者 大井 準子	電話 0266-22-4057
(介護保険サービスの苦情について)	
岡谷市役所 介護福祉課	電話 0266-23-4811
国民健康保険団体連合会	電話 026-238-1580

◎ ケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との連携

- 当事業所は、サービスの提供にあたり、ご担当のケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。
- また、お客様がケアプラン（居宅サービス計画）の変更を希望される場合は、速やかにご担当のケアマネジャーへ連絡し、調整いたします。

◎ 契約の終了

- お客様が介護保険施設に入所（入院）した場合や自立（非該当）と認定された場合などは、契約は自動的に終了します。

◎ 解約について

- お客様は、当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには、文書で通知を行い、直ちに契約を解約することができます。
- 当事業所が事業を休廃止する場合や、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合に、契約を解約する場合があります。

◎ 第三者評価について

- 当事業所は、第三者評価の実施は行っておりません。

◎ 当事業所の法人概要

法人名	社会福祉法人平成会
法人種別	社会福祉法人
法人所在地	長野県塩尻市 1298-92
代表者氏名	小松 瑞樹
電話番号・FAX	T E L 0263-51-6610 F A X 0263-53-5828
訪問介護以外に行っている 主なサービス	訪問リハビリ 通所リハビリ 通所介護 介護老人保健施設 介護老人福祉施設 小規模多機能型居宅介護 有料老人ホーム 認知症対応型共同生活介護 軽費老人ホーム 短期入所生活介護 居宅介護支援事業所等

令和 年 月 日

署名代筆者

住所

氏名

印

電話

(利用者との関係)